平成２１年（フ）第１２１号
鹿児島県阿久根市鶴川内4355番地
債務者　遠矢由理子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
鹿児島県薩摩川内市大小路町６番９号
債務者　宍野　まき
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１０２号
京都市右京区嵯峨北堀町22番地、住民票上の住所京都市右京区太秦門田町３番地61
債務者　前田興産こと　前田　晃司
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０２号
京都市東山区本町５丁目173番地
債務者　田村　博之
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０３号
京都市東山区本町５丁目173番地
債務者　田村　智子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
京都府京田辺市河原神谷69番地８―204
債務者　たぬきこと　金谷　勝治
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９９号
京都府八幡市男山笹谷５番地　Ｄ９―402
債務者　森　　悠子（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１６号
京都市伏見区醍醐槇ノ内町９番地５
債務者　曽根慎太郎
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
新潟県上越市南新町４番４―35号　県営南新町住宅Ｄ棟35号
債務者　橋立　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５０７号
岐阜県各務原市鵜沼東町１丁目69番地
債務者　小森かんな
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
岐阜県瑞穂市生津滝坪町１丁目79番地　パーク滝坪102号
債務者　清水小百合
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1076番地５三野ハイツ203号
債務者　飯尾　友紀
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４７３５号
大阪府八尾市志紀町南１丁目76番地
債務者　大山こと　崔　　眞孝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３６号
大阪府寝屋川市高柳２丁目18番16号
債務者　細川代志一
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４０号
大阪市東淀川区豊里２丁目18番19号
債務者　前田　信幸
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０６号
大阪市城東区永田３―14―８　レオパレス永田101、住民票上の住所大阪府泉南市岡田２丁目190番地の20
債務者　金永　祐佳（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６１号
大阪市西区南堀江１丁目18番14―203号
債務者　井原　雄二
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６８０号
大阪府枚方市長尾元町３丁目13番11号
債務者　岩村　芳人
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部